



お気軽にお問い合わせください

兵庫県農政環境部農林水産局林務課 木材利用班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL 078-341-7711(代表 内線3639)

FAX 078-362-3954

MAIL rinmuka@pref.hyogo.lg.jp

URL http://web.pref.hyogo.lg.jp/af13/af13_000000017.html

兵庫県木造住宅ローン

検索

お近くの県民局・県民センター農林〈水産〉振興事務所

神戸県民センター	神戸農林振興事務所	森林課	☎ 078-361-8553・8554
阪神北県民局	阪神農林振興事務所	里山・森林課	☎ 079-562-1392
東播磨県民局	加古川農林水産振興事務所	森林課	☎ 079-421-9616・9347
北播磨県民局	加東農林振興事務所	森林課	☎ 0795-42-9423・9424
中播磨県民センター	姫路農林水産振興事務所	森林課	☎ 079-281-9287・9289
西播磨県民局	光都農林振興事務所	森林第1課	☎ 0791-58-2197・2198
但馬県民局	豊岡農林水産振興事務所	森林課	☎ 0796-26-3698・3699
但馬県民局	朝来農林振興事務所	森林第2課	☎ 079-672-6881・6882
丹波県民局	丹波農林振興事務所	森林課	☎ 0795-73-3795・3796
淡路県民局	洲本農林水産振興事務所	森林課	☎ 0799-26-2102・2103

県産木材に関すること、
県産木材使用住宅証明について
お問い合わせ先

兵庫県木材業協同組合連合会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-5-18

TEL 078-371-0607 FAX 078-371-7662

URL <http://www1.odn.ne.jp/hyogomokuren/>

淡路瓦工業組合

〒656-0332 兵庫県南あわじ市湊134

TEL 0799-38-0570 FAX 0799-37-2030

URL <http://www.a-kawara.jp/>

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

28農P2-047A4

平成28年度 下半期(10月～3月) 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度



兵庫県の

兵庫県産の木材を使用した住宅を建築される方に
「兵庫県」と「金融機関」が協力して資金を融資します。

詳細はお気軽にお問い合わせください

木造住宅ローン

あなたの木の住まいづくりを応援します



県産粘土瓦で

200万円

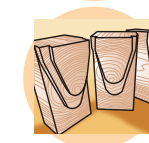
融資限度額
アップ



環境配慮型で

500万円

融資限度額
アップ



高強度梁仕口「Tajima TAPOS」
技術活用で

200万円

融資限度額
アップ

融資利率

25年
返済まで

0.8%

融資限度額

返済期間

2,300万円

25年以内

平成28年度

さらに **制度拡充!**

県産木材でリフォームローン

最高融資額 **500万円**

●融資利率 **0.8%**

●返済期間 **10年以内**

県産粘土瓦で

200万円

融資限度額
アップ

環境配慮型で

200万円

融資限度額
アップ

◎県産木材使用率80%以上で、かつ
高強度梁仕口「Tajima TAPOS」活用なら
融資限度額が従来より**200万円アップ**。
県産粘土瓦使用等で**最大3,200万円**に
なります。

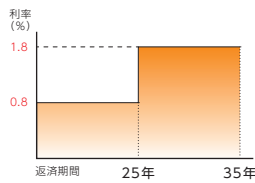
◎その他 融資内容は、平成27年度と
変わりません。

兵庫県

兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度は、兵庫県産の木材を使用した木造住宅を新築、増改築、既存住宅長寿命化、リフォームされる方に、兵庫県と金融機関が協力して資金を融資する住宅ローンです。

① 25年の長期固定金利

一般的な住宅ローンは毎月利率が見直されますが、本制度は25年目までは返済期間を通じて0.8%の融資利率を適用しますので、安心して資金計画を立てていただくことができます。ただし、県産木材を60%以上使用し、長期優良住宅の認定を受けている場合は「35年以内に延長!!」なお、26年目以降の利率については、1.8%になります(金融機関により取り扱いできない場合があります)。



② 融資限度額2,300万円

融資限度額は2,300万円(県産木材使用量80%以上の場合。60%以上80%未満の場合は2,000万円。50%以上60%未満の場合は1,500万円)。標準的な木造住宅の建築に十分と思われる金額を融資限度額として設定しています。

③ 他の融資制度との併用も可能

融資限度額で不足する場合や、土地の購入資金の融資を受ける場合、本制度とあわせて他の住宅ローン(※1)を併用いただくことができます。

④ 既存住宅長寿命化・リフォームにもご利用いただけます

内装材(※2)に県産木材を使用することを条件に、木工事と同時に行うシステムキッチンやシステムバスへの入れ替え等、リフォーム工事に要する資金を融資対象としています。また、平成27年度より土台や柱などの入れ替えや間取り変更などの既存住宅長寿命化に要する資金が融資対象となります。(金融機関により取り扱いできない場合があります。)

⑤ 県産粘土瓦使用で融資限度額200万円を上乗せできます

県産粘土瓦を使用して50㎡以上の屋根を葺く場合には、融資額を200万円上乗せできます。

⑥ 「環境配慮型住宅」を建築等すると融資限度額500万円(リフォームは200万円)上乗せできます

※1 本制度の融資対象は木造住宅建設費及びリフォーム工事費用です。土地等の購入資金について融資を受ける場合は、本制度とあわせて住宅支援機構などの公的融資(フラット35)のほか、民間金融機関の住宅ローンと併用いただくことができます。
※2 フローリング、腰壁、天井、階段など、目に見える部分に使用する内装材の使用を条件としています。

⑦ 高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用すると融資限度額200万円上乗せできます(リフォームはご利用できません)

県産木材使用率80%以上の場合で、かつ高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用する場合、融資限度額を200万円上乗せできます。

融資を受けられる住宅

【共通の条件】

- ① 県内に新築される住宅であること、または県内の住宅の増改築・既存住宅長寿命化、リフォーム(※3)であること。
- ② 自ら居住するための住宅(二地域居住用住宅を含む)であること。(※4)
- ③ 県内に事務所を有する建築業者により建築、リフォームされた建築基準法に適合した住宅であること。

【新築・新築購入・増改築・既存住宅長寿命化】

- ④ 25年返済までの場合、木材の使用量のうち、県産木材を50%以上使用し、そのうちの製材品14品目及び構造用合板については、「ひょうご県産認証木材製品」を使用している木造住宅であること。(※5)
また、既存住宅長寿命化については、材積5㎡以上かつ内装等に50㎡以上の県産木材を使用すること。
- ⑤ 26年から35年返済までの場合、④の条件に加え、県産木材を60%以上使用し、長期優良住宅の認定を受けていることが要件です(金融機関により取り扱いできない場合があります)。

【リフォーム】

- ⑥ フローリングや腰壁等の内装に県産木材を30㎡以上使用したリフォーム工事であること。
住宅の構造様式は問いません。(※6)

※3 本制度では、家屋の表示登記の変更が不要な居室の模様替えをリフォームとし、増改築と区分しています。
家屋の表示登記を必要とする工事であっても、内装材の使用条件を満たしていればリフォームローンをご利用いただくことができます。
※4 事業用施設(店舗併用住宅の店舗部分、賃貸物件、事務所等)では、本制度をご利用いただけません。
※5 可能な限り県産木材を使用した伝統木造構法住宅等の優良な住宅であって、「ひょうご県産認証木材製品」の使用ができない特段の理由等のあることを、審査会で確認のうえ、知事が特別に認めた木造住宅(特認木造住宅)については「ひょうご県産認証木材製品」の使用を要しない。(特認木造住宅の認定手続き等詳細についてはp.5)。
※6 リフォームローンは、マンション、軽量鉄骨住宅等、木造住宅以外でもご利用いただけます。

「県産木材」とは

兵庫県内の森林で生産された丸太を原材料として、県内の製材工場等で加工された製品のことをいいます。ただし、県内で加工できない合板については、県内の森林で生産された丸太を原材料として使用している製品であることを証明できる場合は、県産木材とみなすことができます。

「ひょうご県産認証木材製品」とは

県産木材でかつJAS規格(日本農林規格)に適合したスギ、ヒノキ構造用製材品のうち、木造住宅の建築によく使用される柱や間柱など製材品14品目及び構造用合板について、兵庫県木材業協同組合連合会が認証した木材製品のことで

木口の短辺	木口の長辺							合板の厚さ
	30	45	60	75	90	105	120	
30					90	105	120	9
45		45	60	75	90	105		12
90					90	105		24
105						105	120	28
120							120	
135							135	

(単位: mm)

「県産粘土瓦」とは

兵庫県内の素材で生産され、県内で製造された粘土瓦のことをいいます。

「環境配慮型住宅」とは

「兵庫県環境配慮型住宅建設基準」に適合する住宅のことをいいます。

「既存住宅長寿命化」とは

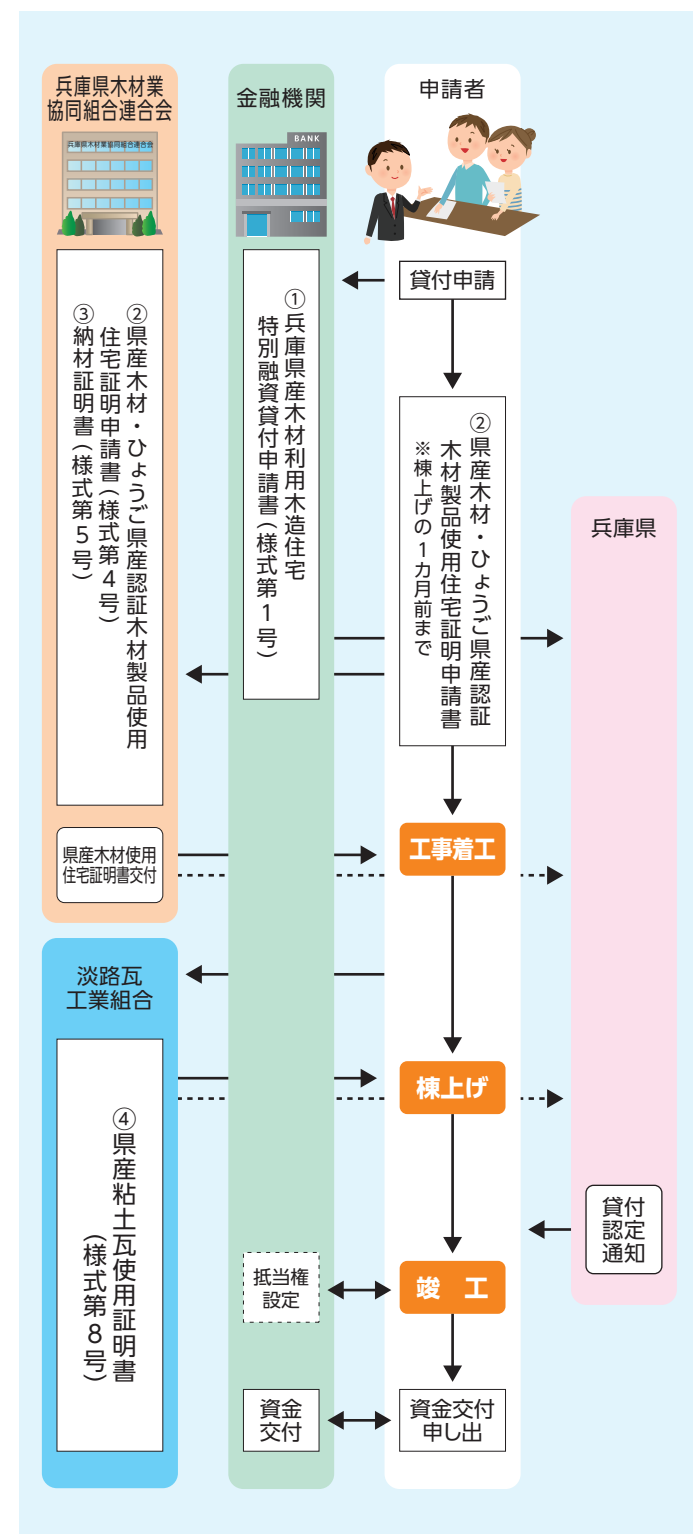
既存の木造住宅を安全・安心な住宅へと性能アップするための耐震補強や、二世帯居住・シニアライフなどライフスタイルの変化に対応した間取りの変更など住宅の機能を再生・向上させることをいいます。従来のリフォームローンでは賄えきれなかったいわゆる「リノベーション」「長寿命化リフォーム」に対応できるよう平成27年度から適用するものです。(金融機関により取り扱いできない場合があります)

「高強度梁仕口(Tajima TAPOS)」とは

木造軸組工法住宅の梁・桁において、スギ材は軟らかく接合強度が弱いとのイメージがありました。梁・梁仕口の形状をV字にすることで仕口の強度を飛躍的に高めることができました。

＜融資条件一覧表＞

融 資 額	新築・増改築 既存住宅長寿命化	①県産木材使用量 50% 以上 60% 未満 ②県産木材使用量 60% 以上 80% 未満 ③県産木材使用量 80% 以上	1,500 万円以内 2,000 万円以内 2,300 万円以内	※ただし、県産粘土瓦を使用して 50 ㎡以上の屋根を葺く場合には、左記の融資額の上限が 200 万円上乗せされます。また、「環境配慮型住宅」を建築等する場合には、左記の融資額の上限が 500 万円（リフォームは 200 万円）上乗せされ、木材使用率 80% 以上の場合で、かつ高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用する場合には、左記の融資額の上限が 200 万円（リフォームはご利用できません）上乗せされます。
	リフォーム	100万円以上500万円以内		
融 資 利 率	0.8%(25 年返済まで) 1.8%(26 年以降 35 年返済まで、金融機関により取り扱いできない場合があります) 平成 29 年 3 月 31 日までに融資実行されたものに適用されます。			
返 済 期 間	新築・増改築 /25 年以内 リフォーム /10 年以内 ※県産木材 60% 以上使用し、長期優良住宅の認定を受けている場合は 35 年以内に延長。			
返 済 方 法	元利均等毎月払い、または元利均等毎月払いとボーナス払い（半年払い）の併用ができます。 返済期間中に残額を繰り上げ償還することができますが、詳細は金融機関にお問い合わせください。			
担 保 ・ 保 証	取扱金融機関の定めるところによります。			
資 金 の 受 領	工事完了後、資金受領となります。 中間払いはありません			
そ の 他	融資目標額に達した場合などの都合で受付を締め切ることがあります。 その他、金融機関の所定の条件が加わる場合があります。			
取扱金融機関	三井住友銀行	りそな銀行	但馬銀行	但陽信用金庫
	みなと銀行	池田泉州銀行	神戸信用金庫	近畿労働金庫
	播州信用金庫	姫路信用金庫	尼崎信用金庫	兵庫県信用組合
	兵庫信用金庫	淡路信用金庫	日新信用金庫	淡陽信用組合
	中兵庫信用金庫	西兵庫信用金庫	兵庫県信用漁業協同組合連合会	
	但馬信用金庫			
	兵庫県内の農業協同組合(みのり、兵庫みらい、丹波ひかみ、丹波ささやま、兵庫西、相生市、ハリマ、たじま、淡路日の出、あわじ島、兵庫六甲、あかし、兵庫南、加古川市南)			



おおまかな流れは「新築・増改築の場合」と同じです。
ただし「県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明申請」は工事着工前に兵庫県木材業協同組合連合会に提出し、証明を受けてください。

随時取り扱い金融機関に①兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付申請書（様式第1号）【ただし融資上限額を200万円上乗せしようとする場合には、県産粘土瓦使用確認書（様式第7号）を添付する。また、融資上限額を500万円（リフォームは200万円）上乗せしようとする場合には、兵庫県環境配慮型住宅建設確認書（様式第9号）を、県産木材利用率80%以上の場合で、かつ高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用し融資上限額を200万円（リフォームはご利用できません）上乗せしようとする場合には、納品証等を添付する】を提出してお申し込みください。

融資の審査は各金融機関で行います。審査のために必要な書類を金融機関から求められる場合があります。

なお、申し込み時において、新築の場合は保存登記が、新築購入の場合は所有権移転登記が、増改築の場合は表示変更登記がそれぞれ完了していないことが条件です。

②県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明申請書（様式第4号）に③「納材証明書（様式第5号）」「木びろい表」「建築場所の略図」等を添付して、棟上げの1カ月前までに兵庫県木材業協同組合連合会に申請してください。県産木材の使用割合を確認するために必要な証明ですので、書類の作成にあたっては建築業者の方と、ご相談しながら作成してください。新築購入の場合は、建築業者が事前にこの証明を受けている住宅が制度の利用の対象となりますのでご注意ください。③納材証明書（様式第5号）を建築業者の方をとおして、木材納入業者の方に作成していただきます。

現地確認の際、木材が見えないと証明
ができません。申請が遅れると証明書を
発行できない場合がありますのでご注意
ください。

④県産粘土瓦使用証明書（様式第8号）
建築業者の方をとおして、淡路瓦工業組合の作成したものをうけとってください。
新規購入の場合は、建築業者が事前にこの証明を受けている住宅が制度の利用の対象となりますのでご注意ください。

様式第1号は、資金の申込者となる借入人本人が記入し、取扱金融機関の窓口へ提出してください。
県産木材使用率80%以上の場合で、かつ高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用し融資上限額を200万円上乗せしようとする場合には、プレカット工場からの納品証等を添付してください。（リフォームはご利用できません）

建築業者の方と相談しながら作成し、棟上げ1カ月前（既存住宅長寿命化・リフォームの場合は工事着手前）を目安に兵庫県木材業協同組合連合会（県木連）に提出してください。

②の書類とあわせて、県木連に提出してください。
 なお、納材証明書は木材納材業者に作成していただくことになります。

様式第7号は、建築業者の方に作成していただき、①の書類とあわせて取扱金融機関の窓口へ提出してください。

様式第 8 号は、瓦製造業者の方に作成していただき、着工後出来るだけ早く、淡路瓦工業組合に提出してください。

様式第9号(「住宅性能表示制度」を利用の場合は「設計住宅性能評価書」(写し)、その他は見積書(写し)等を添付)は、建築業者の方と相談しながら作成し、①の書類とあわせて取扱金融機関の窓口へ提出してください。

申込者の資格、融資額及び元利金償還見込みなどについては、金融機関の基準により審査を受けることとしています。

融資を受けようとする住宅で実際に県産木材が使用されているかを確認するため、県木連が、現地もしくはそれに代わる検査を行います。

県産木材の使用が確認できれば、県木連から申請者あて、「県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明書」(住宅証明)が送付されます(様式第4号の下半分が住宅証明になっています)。

県産粘土瓦の使用が確認できれば、淡路瓦工業組合から、「県産粘土瓦使用証明書」が送付されます。

金融機関の審査で適当と認められた場合は貸付申請書が、県木連が住宅証明を発行した場合は住宅証明の写しが、また淡路瓦工業組合が瓦使用証明を発行した場合は、瓦使用証明の写しが、それぞれ県に送付されます。必要書類がそろった時点で、県から申込者あて貸付認定通知を送付します。貸付認定通知を受けた申込者は、本制度の融資条件により金融機関から融資を受けることができますようになります。

なお、貸付認定の有効は通知から1年間となっています。

抵当権設定等の手続きが完了した後、資金受領となります。中間払いはありませんので、つなぎ資金が必要となる場合があります。詳しくは金融機関にご相談ください。

土地・建物に抵当権が設定されます。本制度の抵当権設定順位は、政府系融資の次順位です。その他金融機関所定の条件が加わる場合があります。

原則として、金融機関指定の保証会社と契約することが必要です。

特認木造住宅とは

事前に登録を受けた建築業者により建築され、次に掲げる認定要件の全てに適合することを審査会で確認のうえ、知事が特別に認めた木造住宅のことです。

※特認木造住宅の認定要件

- ア 可能な限り県産木材を使用していること
- イ ひょうご県産認証木材製品を使用できない特段の理由があること
- ウ 使用する部材に JAS 製品と同等の品質を保持する木材製品を使用していること

【特認木造住宅の例】

- ・伝統木造構法を採用し、製材加工までを自社等で行う部材を使用する木造住宅
- ・山の立木の段階から部材にこだわった木造住宅

●特認木造住宅の認定手続

① 特認木造住宅を建築しようとする建築業者の登録申請

申請する者	特認木造住宅を建築しようとする建築業者のうち、次に掲げる登録要件の全てに適合する建築業者 ア 伝統木造構法を採用した木造住宅等の施工実績があること イ アの住宅に関する専門的な技術やノウハウを持った技術者等を有していること
受付期間	兵庫県 農政環境部 農林水産局 林務課 木材利用班にお問い合わせください。
提出先	兵庫県 農政環境部 農林水産局 林務課 木材利用班
提出書類	・「特認木造住宅施工業者登録申請書（様式第12号）」 ・建設業許可書等の（写）

② 登録要件の確認と特認木造住宅施工業者登録通知の発行

- ①の申請内容が登録要件に適合していることを確認できれば、県から①の申請者あて、「特認木造住宅施工業者登録通知書」が送付されます。

③ 特認木造住宅の認定申請

申請する者	②で登録された建築業者と特認木造住宅の建築主
提出先	兵庫県 農政環境部 農林水産局 林務課 木材利用班
提出書類	・「特認木造住宅認定申請書（様式第15号）」 ・建築工事請負契約書の（写） ・仕様書（申請する住宅の建築内容（工法、資材調達の方法等）が確認できるもの） ・木拾い表・工事図面（平面、立面、配置図等） ・案内略図（伐採現場、製材工場、建設地等） ・その他（申請する住宅が「特認木造住宅」の認定要件に適合していることを確認できる書類や審査の前に審査会委員から要請があった書類など）
備考	・受付期間や審査会開催日については、申請者等と調整の上、別途通知します。

④ 審査会での認定要件等の確認と特認木造住宅認定通知の発行

- ③の申請内容が特認木造住宅の認定要件に適合していることを確認したうえで、知事が特認木造住宅と認めた場合は、県から③の申請者あて、「特認木造住宅認定通知書」が送付されます。

⑤ 「特認木造住宅認定通知書」を「県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明申請書」に添付

特認木造住宅の建築主は、県産木材使用住宅の証明書を申請する際、「県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明申請書（様式第4号）」にP3の添付書類と、「特認木造住宅認定通知書」の（写）を添付して、兵庫県木材業協同組合連合会に提出してください。

⑥ 完成した住宅等が認定要件に基づき建築されたことを報告

提出する者	④の特認木造住宅認定通知を受けた者
提出時期	住宅完成後すみやかに。又は、認定要件の内容が確認できる時期のいずれか早い日
提出先	兵庫県 農政環境部 農林水産局 林務課 木材利用班
提出書類	・「特認木造住宅実施報告書（様式第17号）」
備考	・必要があると認めたときは、県の職員若しくは審査会委員が完成した住宅や伐採現場、製材工場等で、認定要件に基づき実施されたことを確認します。

キッチン／リビング



- 木材の持つ暖かみにあふれたリビングルーム
- 床に、壁に、天井に、暮らしに溶け込む県産木材。

県産木材でリフォームしてみませんか？

浴室／トイレ



- 木の香たよう洗面所やトイレでこころもリフレッシュ。
- 湿度の高くなりがちな空間こそ、木材の調湿機能が発揮されます。

《各種記入例》

様式第1号

（金融機関をとおして県に提出）

様式第4・5号

（兵庫県木材協同組合連合会をとおして県に提出）

様式第1号の1

兵庫県木材利用木造住宅特別融資貸付申請書

（金融機関提出用）

兵庫県知事 様

申請 年 月 日 28 年 4 月 1 日

下記のとおり相違ありませんので借入申請します。

フリガナ ヒョウゴ タロウ

氏名 兵庫 太郎 (実印)

生 年 月 日 45 年 3 月 1 日 年 齢 4 6

フリガナ コカベン チュウキョウ シモヤマダ トキ

電 話 番 号 (078) 341 7711

住所 (〒650-0004) 神戸市中央区下山手通5-10-1

フリガナ コカベン チュウキョウ サカヤマダ トキ

住所 (〒650-0004) 神戸市中央区中山手通6-1-1

年 収 8 0 0 万 円

職業 1. 農工商等実業士・自営業 2. 会社員 3. 新築住宅建設 4. 既存住宅長寿命化 5. リフォーム 6. 増改築 7. 公営社員 8. その他

構造 1. 木造 (2階以上1階、□その他) 2. その他 (リフォームのみ)

延 床 面 積 1 0 0 m² 敷 地 面 積 2 0 0 m²

建設費 土 地 借 入 新築設備・その他 計

1 0 0 0 万 円 3 2 0 0 万 円 5 0 0 0 万 円 4 7 0 0 万 円

区分 調 達 額 年 間 返 済 額 期 間 当 前 年 度 年 度 返 済 方 法 備 考

1 2 0 0 万 円 1 2 0 0 万 円 3 5 年 0.8 % 1.8 % ① 均等 ② ボーナス併用

資金調達 本 制 度 ① 最長35年まで延長（長期優良住宅認定通知書、技術的審査認定書の写しを添付）
② 最長最上10年使用（様式第7号添付）
③ 兵庫県(県産認証木材)を宅内装 借入第9号、様式9号別添証明書類添付
④ 高規格受入口「Tajima TAPOS」技術活用（プレカット工場の納品書等の写しを添付）

内 容 其 他 借 入 合 計 1 0 0 0 万 円 万 円 年 収 に対する返済負担割合 (年 間 返 済 額 千 円) × 100 (2 5 %)

合 計 4 7 0 0 万 円 自己資金 5 0 0 万 円

県 産 木 材 使 用 量 新築・増改築・既存住宅長寿命化 既存住宅長寿命化 リフォーム
県産木材使用量 (m³) / 全木材使用量 (m³) 50%以上 □ 60%以上 □ 80%以上 □ 県産木材による内装木質化面積 50 m²以上かつ5 m²以上 □ 県産木材による内装木質化面積 30 m²以上 □

建 築 業 者 主たる事務所の所在地 ○○市 ○○町 ○○区 ○○番 ○○号 ○○ビル ○○号 ○○ビル ○○ビル ○○ビル

氏名又は名称 ○ ○ ○ ○

予 定 工 期 着 工 日 竣 工 日 上 棟 日

28 年 4 月 1 日 28 年 9 月 25 日 28 年 7 月 25 日

借入希望日 28 年 9 月 25 日 借入期間 35 年 ボーナス併 用 万 円

金融機関記入欄 受付年月日 受付番号 融資認定額 万 円

申請者が記入

様式第4号

納 材 証 明 書

平成 年 月 日

申請者 住所 氏名 様

納材者 主たる事務所の所在地 氏名又は名称 印

建築場所 主たる事務所の所在地 氏名又は名称

施工業者 主たる事務所の所在地 氏名又は名称

延床面積 住宅部分 m² 併用部分 m²

納 材 内 容 (m³)

部 材 名 県 産 木 材 外 材 ・ 他 県 産 材 合 計 県 産 木 材 の 手 先 (産地・素材・製材品等の取扱業者名等)

構 造 材 (内、ひょうご県産認証木材製品) (内、) (内、) ① 製品市場名等

造 作 材 ② 製材業者名

下 地 材 ③ 原木木材市場名

そ の 他 ④ 素材生産業者名

合 計 A (内、) B (内、) ⑤ 生産地 (市町名)

既存住宅長寿命化、リフォームに伴う県産木材の納材量 m³ ※当欄に不足する場合は別紙を添付すること

兵庫県木材業協同組合連合会記入欄

県 産 木 材 使 用 量 (A) m³ 確 認 結 果

(内、ひょうご県産認証木材製品) m³

全 木 材 使 用 量 (B) m³

県 産 木 材 使 用 率 (A ÷ B × 100) %

県 産 木 材 に よ る 内 装 木 質 化 面 積 m²

確 認 年 月 日 氏 名 印

注1: この証明書は、県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明申請書（様式第4号）を提出するときに添付すること。
注2: 「県産木材」とは、兵庫県内の森林で生産された丸太を原材料として、県内の製材業者等で加工された製品のことをいいます。ただし、県内で加工生産された製品については、県内の森林で生産された丸太を原材料として使用している製品であることを証明できる場合は、県産木材とみなすことができます。

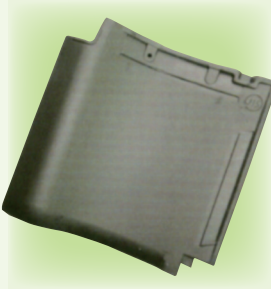
納材業者が記入

兵庫県木材業協同組合連合会が記入

県産粘土瓦 8つの特徴

地震に強い瓦屋根材

実物大瓦屋根耐震実験にてガイドライン工法で葺かれた瓦屋根は、震度7の地震にも耐えられる耐震性があることが確認されました。



火災に強い屋根材

粘土瓦は不燃材で耐火材。火災時の火の粉にも強く、もらい火をしにくく、隣近所への類焼を防止。また、変形も融解もありません。

ゼロアスベスト

自然の粘土から生まれた瓦は、正真正銘の無公害。リサイクルが可能なので廃棄の際も安心です。

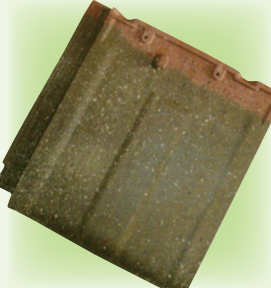


遮音性に優れた屋根材

一般住宅で望ましいとされる30デシベルの遮音性能をクリア。外部の騒音や、雨音を遮断し、静かな室内空間をつくれます。

凍害に強い

かつては、冬場積雪地域で発生していた凍害現象をクリア。吸水率 7% 台以下で凍害試験 30 回クリアの耐寒性に優れた寒冷地仕様瓦が開発されており、和形・平板・S 形とすべての形状がそろっています。



調湿作用

粘土瓦は木と同じで、雨天時や高温時には水分を吸い、逆に空気が乾燥した時には水分を放出するという「呼吸作用」。雨が多く湿度の高い日本にはありがたい効用です。

様式第7号

(金融機関をととして県に提出)

様式第7号

県産粘土瓦使用確認書

平成 年 月 日

(融資機関名) 様

施工業者 住所
氏名
電話番号

本住宅工事で使用する県産粘土瓦の内容については、次のとおり確認いたします。

1 住宅の建築主 住 所
氏 名

2 住宅の所在地

3 屋根面積 (5 0 m²以上を対象とする)

4 使用する県産粘土瓦の製造業者 住 所
業 者 名

5 使用する瓦の種類 (例: いぶし瓦 和形S3判)

様式第8号

(淡路瓦工業組合をととして県に提出)

様式第8号

県産粘土瓦使用証明書

平成 年 月 日

様

淡路瓦工業組合 住所
代表者名
電話番号

瓦製造業者 住所
氏 名
電話番号

本住宅工事で使用した瓦は県産粘土瓦であることを証明いたします。

1 住宅の建築主 住 所
氏 名

2 住宅の所在地

3 屋根面積 (5 0 m²以上を対象とする)

4 使用した瓦の種類 (実枚数を記入して下さい)
(例: いぶし瓦 和形S3判 実枚数2, 0 0 0 枚)

兵庫県環境配慮型住宅とは

不要なエネルギー消費を削減し、有害化学物質等による人体への健康影響を低減する「環境にやさしい住宅づくり」を支援するために設けた基準です。

① 地球環境の保全 ② 居住環境の健康・快適性 ③ 周辺環境との親和性 の3区分があり、融資対象は、次表のとおり各区分ごとに、1項目以上を選択し、合計3項目以上を満たすことが条件です。

区分	項 目	内 容
① 地球環境 の 保全	1 > 温熱環境に関すること	年間冷暖房負荷の低減のために、ペアガラス、外断熱等の断熱構造や断熱材の増厚等が行われている「断熱等性能等級」※1 が3以上の住宅
	2 > 高効率設備機器	エコキュート、エコウィル、ペレットストーブ、薪ストーブ、蓄熱式暖房器、太陽熱温水器等省エネルギー及び自然エネルギー型の暖・冷房設備や給湯設備等を設置した住宅
② 居住環境 の 健康快適性	3 > 空気環境に関すること	無垢材や特定建材(化学物質の発散が少ないF☆☆☆☆相当のJAS製品)等を使った「ホルムアルデヒド発散等級」※1 が2以上のシックハウス対策住宅
	4 > 構造の安定に関すること	住宅の長寿命化で、解体廃棄の減少につながるよう柱を太くしたり、金物や合板・筋交等で壁を補強した「耐震等級」※1 が2以上の安全安心な住宅
③ 周辺環境 との 親和性	5 > 太陽エネルギーの利用	太陽光発電設備の設置された住宅
	6 > 環境共生に関すること	グラスパーキング等の十分な緑化や雨水利用装置等雨水の有効利用等が行われている住宅

※1 住宅性能表示制度による住宅性能の等級付けです。断熱等性能等級、ホルムアルデヒド発散等級、耐震等級の証明に設計住宅性能評価書(写)が必要です。断熱等性能等級、耐震等級については、認定長期優良住宅の証明でも可。

※2 項目2,5,6については、設置する機器の商品名や性能特徴のわかるカタログ、見積書、位置図の(写)が必要です。

《記入例》

住宅性能表示制度とは

- 住宅性能表示制度は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく制度です。新築住宅を建てる方、購入される方に、住宅を比較検討できる性能の目安を示します。
- 国土交通大臣の指定を受けた専門の評価機関での性能チェックがご利用できます。ご利用は有料ですが、

- ① 性能を契約内容として生かすことができる
- ② 設計と工事の両方に専門の評価機関のチェックを受けられる
- ③ 契約のトラブルが起こっても弁護士会で迅速な解決が受けられる

といったメリットがあります。

長期優良住宅の申請について

- 兵庫県内で建築主事を置く12市(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市)及び兵庫県(県土整備部住宅政策課 TEL.078-341-7711)にお問い合わせください。

様式第9号

(金融機関をととして県に提出)

様式第9号

兵庫県環境配慮型住宅建設確認書

この確認書は施主の方が建築士及び施工者等の方と相談し、確認の上ご記入ください。

区分	項 目	確 認 事 項	該 当 項 目 (○印を記入)
① 地球環境の保全	1 「温熱環境に関すること」	1 「住宅性能表示制度」の設計住宅性能評価書において、「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の項目中「断熱等性能等級」が3以上の住宅であること。	はい・いいえ
	2 高効率設備機器	2 省エネルギー及び自然エネルギー型暖・冷房設備・給湯設備等商品名()	はい・いいえ
② 居住環境の健康快適性	3 「空気環境に関すること」	3 「住宅性能表示制度」の設計住宅性能評価書において、「空気環境に関すること」の項目中「ホルムアルデヒド発散等級」が2以上又は「ホルムアルデヒド発散等級」に結果の記載がない住宅であること。	はい・いいえ
	4 「構造の安定に関すること」	4 「住宅性能表示制度」の設計住宅性能評価書において、「構造の安定に関すること」の項目中「耐震等級」が2以上の住宅であること。	はい・いいえ
③ 周辺環境との親和性	5 太陽エネルギーの利用	5 太陽光発電設備(k w)商品名()	はい・いいえ
	6 環境共生に関すること	6 グラスパーキング等の十分な緑化や雨水利用装置等雨水の有効利用等が行われている住宅グラスパーキング等(緑化可能率 %)雨水利用装置(商品名 %)その他(商品名 %)	はい・いいえ

* 確認事項を証明する書類等の添付
1、3、4については設計住宅性能評価書の写し、2、5、6については設置する機器の商品名を記入し、その商品の性能特徴のわかるカタログの写し、見積書の写し、設置位置図の写しを添付すること。

年 月 日

(金融機関名) 様

上記確認事項について虚偽のないことを誓約します。

(施主) 住 所
氏 名
T E L
住宅の所在地
(施工者・建築士等) 住 所
会 社 名
代表者名
T E L

印

印

Question & Answer

Q1 利率はどうやってだしていますか。

A1 25年目までの利率は、上半期では3月1日(下半期では9月1日)時点の県内でフラット35を取り扱っている金融機関の利率の平均から1%引いた利率を県の融資利率として適用しています。26年目以降につきましては、県内でフラット35を取り扱っている金融機関の平均の利率を適用しています。

Q2 申請書はどこにいけば手にはいりますか。

A2 最寄りの取扱金融機関の支店、農林振興事務所等においています。また、県庁林務課までお問い合わせいただければ、必要な書類を郵送いたします。

Q3 担保、保証についてはどうなっていますか。

A3 各金融機関で対応が異なりますので、各金融機関へお問い合わせください。

Q4 取扱金融機関への申し込みはいつの時点ですればいいのですか。

A4 取扱金融機関への貸付申請書の提出は工事着工前を目安にしてください。取扱金融機関とは早い段階から十分に相談することをおすすめします。

Q5 申請からどのくらいで貸付認定がされますか。

A5 関係書類がそろい次第、認定手続きを開始します。問題がなければ、10日前後で認定書類を送付します。

Q6 土地や付帯設備は融資の対象となりますか。

A6 土地や付帯設備(環境配慮型を除く)は対象にはなりません。対象となるのは建物のみです。

Q7 中古住宅は融資の対象となりますか。

A7 中古住宅を既存住宅長寿命化やリフォームする時には、融資の対象となります。(ただし、中古住宅の購入費用は対象となりません。)

Q8 一部繰上償還はできますか。

A8 この制度は、一括繰上償還を原則としていますが、平成28年度から金融機関によっては一部繰上償還ができるようになりました。※詳しくは、各金融機関の窓口へ

Q9 35年返済期間を取り扱っている金融機関はどこですか。

A9 各金融機関で対応が異なりますので、各金融機関へお問い合わせください。
※金融機関による審査により、お申し込みいただけない場合があります。

Q10 県産木材を生産している現地を見学できますか？

A10 工務店グループなどが産地見学会を開催しています。開催情報は、県庁林務課までお問い合わせください。



Q11 連帯債務の場合、申請書はどのように記載したらよいですか。

A11 1枚の申請書に連名で申請してください。職業や年収欄についても上下2段書きするなど分かるように記載してください。

Q12 現在、他府県に在住しているが、兵庫県に居住するために家を建てたい。この場合、当該制度の融資対象となるか。

A12 当該融資制度は兵庫県民を対象とした制度ですが、他府県民でも兵庫県内に居住される場合は利用できます。

Q13 工務店の情報はどこで手に入りますか。

A13 県では、県産木材を使用した木造住宅の建築に積極的な工務店を「ひょうご木の匠」として登録しています。また、兵庫県産木材の利用を通じて資源循環型林業と豊かな森づくりを組織的に応援することを目的に「ひょうご木の匠の会」が平成28年3月に設立されました。地域材を使用する意義や木の良さ、工務店情報などがホームページで公表されているので、ご参考下さい。 ひょうご木の匠の会ホームページ <http://hyogo-kinotakumi.com>



Q14 兵庫県民が、県外に建てる住宅は対象となるのですか。

A14 県外に建てる住宅は対象外です。

Q15 県産木材使用住宅証明は、地域型住宅ブランド化事業等（国土交通省）の納材証明で代替できますか。

A15 地域型住宅ブランド化事業等の納材証明のみでは、当該融資の対象とはなりません。県産木材使用住宅証明も取得してください。

Q16 建て売り住宅は、融資の対象になるのですか。

A16 建て売りの場合は、工務店の申請により県産木材使用住宅証明を受けた物件のみが対象となります。

Q17 融資の申し込みは県にすればよいのですか。

A17 融資の直接の申込先は、お近くの当該融資取り扱い金融機関となります。(P2参照)
なお、貸付審査及び融資の可否等は金融機関の判断となり、融資が実行される場合には取り扱い金融機関から県の方へ貸し付け申請書が送付されます。

Q18 既存住宅長寿命化とリフォームの違いは何ですか。

A18 リフォームが、小規模な内装工事や設備入替などを行うもので、建物の機能維持のための工事であるのに対し、既存住宅長寿命化は、高耐久化や間取り変更、構造体(土台・柱・梁等)の入替を含む建物の長寿命化及び機能アップのための工事となります。

Q19 既存住宅長寿命化を実施したいのですが、事前に相談できる窓口はありますか。

A19 ひょうご住まいサポートセンター(TEL.078-360-2536)では、住まいに関する様々な相談や、住宅のリノベーション計画等についてアドバイスをを行う専門家の派遣を行っていますので、ご利用ください。



Before



After

